

住宅に設置する宅配ボックスの購入費を補助します 令和7年度分

宅配ボックスの普及を促進することにより、トラック等による再配達を削減し、物流における温室効果ガスの削減を図るため、住宅に設置する宅配ボックスの購入費の一部を補助します。

必ず次の内容をご確認いただいたうえで申請してください。

▶対象者

次の要件を満たしている人

- ☐ 宅配ボックスを購入し、自身の住所と同一敷地内に設置した人
- ☐ 申請日において、市の住民基本台帳に登録されている人
- ☐ 申請者及び同一世帯に属する人に市税などの滞納がないこと



宅配ボックスの一例

▶補助対象となる宅配ボックス

- ☐ 鍵、ダイヤル錠等により盗難防止機能があり、かつ、次の要件を満たしているもの。
※ここでいう盗難防止機能とは、荷物の配達後、宅配業者がプッシュ式やダイヤル式の鍵、または南京錠等で施錠することができる機能をいう。
- ☐ 宅配荷物の受け取りを可能とした仕様の製品であること。
※リース・レンタル品及び自作のものは対象外。
- ☐ 令和7年4月1日以降に購入したものであること。
- ☐ 戸建住宅又は集合住宅で使用されるものであること。
※賃貸住宅の場合、宅配ボックスの設置について、所有者又は管理組合の了承を得てください。

▶補助対象経費

○宅配ボックスの購入費

- ※付属品購入費、設置費、運搬費、工事費、消費税及び地方消費税は対象外。
- ※盗難防止のための鍵やダイヤル錠等が、本体と別売りの場合は、その購入費も対象。
- ※企業発行ポイントでの支払い分は対象外。

○1世帯につき、1台1回限り。

▶補助額

補助対象経費の2分の1(100 円未満の端数は切り捨て) 限度額 10,000 円

▶受付期間

令和7年度分 令和8年3月16日(月)まで

※受付期間内でも予算額に達した時点で受付を終了します。

※予算残額の状況は環境課までお問い合わせください。

※本事業は県補助制度を活用しており、年度内に補助金交付を完了する必要があるため、申請受付後、支払いまでに必要な事務処理期間を考慮した受付期間としています。そのため、令和7年度分の受付終了後、令和8年3月31日までに購入したものは補助対象になりませんので、十分ご注意ください。

▶申請方法

宅配ボックスを購入・設置後に、申請書兼請求書と添付書類を環境課グリーン社会推進担当または支所住民生活担当に提出してください。

【添付書類】

- ☐ 領収書(購入金額及び消費税等の内訳、購入日、購入店名、商品名、申請者氏名の記載があるもの)の写し
- ☐ 購入した宅配ボックスの設置後の状況を示す写真
※盗難防止機能(鍵、ダイヤル錠など)が確認できるよう撮影してください。
- ☐ 振込口座が確認できる通帳等の写し

▶問い合わせ 山梨市役所環境課グリーン社会推進担当 電話0553-22-1111(内線2252・2255)